大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 石内ショッピングプラザ
  - (2) 所在地 広島市佐伯区五日市大字石内字兼丸6801番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者

コーナン商事株式会社

代表取締役 疋田 直太郎

堺市西区鳳東町四丁401番地1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和4年7月22日

- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 広島市佐伯区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間

令和4年7月26日から令和4年11月26日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 令和4年11月26日
  - (2) 提出先

<del>7</del> 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

## (変更前)

小売業者		<b>化</b> 证	備考
名称	代表者	住所	1佣 石
コーナン商事	代表取締役	堺市西区鳳東町四丁401番地1	
株式会社	疋田 直太郎		
マックスバリュ	代表取締役	広島市南区段原南一丁目3番	
西日本株式会社	加栗 章男	5 2 号	
株式会社	代表取締役	広島市西区商工センター二丁目	
アージュ	田村 英樹	15番1号	
小野株式会社	代表取締役	香川県高松市塩屋町14番5号	令和4年4月1日
	小野 兼資		事業譲渡
株式会社チョダ	代表取締役	東京都杉並区成田東四丁目39番	
	舟橋 浩司	8号	
株式会社マック	代表取締役	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	令和元年12月4日
ハウス	白土 孝		退店
他未定			

## (変更後)

小売業者		A TE	備考
名称	代表者	住所	/佣石
コーナン商事	代表取締役	   堺市西区鳳東町四丁401番地1	
株式会社	疋田 直太郎		
マックスバリュ	代表取締役	広島市南区段原南一丁目3番	令和元年9月10日
西日本株式会社	平尾 健一	5 2 号	代表者変更
株式会社	代表取締役	広島市西区商工センター二丁目	平成29年3月1日
アージュ	増田 英紀	15番1号	代表者変更
株式会社	代表取締役	   香川県高松市塩屋町14番5号	令和4年4月1日
ドリーム	小野 兼資	台川県同仏川塩座町14番0万	事業承継
株式会社チョダ	代表取締役	東京都杉並区荻窪四丁目30番	平成29年7月1日
	舟橋 政男	16号	住所変更   平成31年4月1日   代表者変更